

2023年3月20日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

リ・ジェネレーション株式会社から当社臨時株主総会についての  
「代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧謄写請求書」  
の受領に関するお知らせ

当社は、2023年3月16日に開催した当社臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に関して、リ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）の代理人から、同月17日に、同月16日付け「代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧謄写請求書」（以下「本請求書」といいます。）を内容証明郵便で受領しました（また、リ・ジェネレーションのHPにも本請求書が掲示されていることを確認しました。）ので、お知らせいたします。

もっとも、本請求書に基づく請求は、会社法310条7項及び同311条4項に基づくものであるところ、いずれも、会社法において、「請求の理由を明らかにしてしなければならない」と明示的に記載されています。然るに、本請求書には「請求の理由」と思しき記載があるものの、まず、①「本総会では、いずれの決議事項についても拍手による採決方法がとられ、」との記載は、本臨時株主総会では、慎重を期すために投票用紙による投票方式にて採決を行ったという事実に明らかに反しており（念のため付言すれば、リ・ジェネレーションの代表者及び代理人はいずれも本臨時株主総会に出席しており、採決方法を当然認識しています。）、更に、②「貴社に提出された委任状及び議決権行使書面を直接確認することにより、委任による議決権の代理行使及び書面による議決権行使の有効性に疑義がないか、各議案に係る賛否の票数についての誤りがないか、ひいては、上記決議に瑕疵がないかどうかについて、十分に調査する必要があります」との記載についても、本臨時株主総会では、当社及びリ・ジェネレーションの双方が会社法306条1項に基づく総会検査役の選任の申立てを行った結果、東京地方裁判所が選任した総会検査役が出席され、且つ、各議案に係る議決権の集計にも立ち会っていることを踏まえると、そのような必要性は全く認められないと考えられます。

以上のとおり、本請求書に記載の「請求の理由」は、本臨時株主総会に総会検査役が出席していたことを踏まえていないばかりか、明らかに誤った事実を前提としており、会社法が求める「請求の理由」としては不十分と考えられることから、当社は、本日付けで、リ・ジェネレーションの代理人に対し、正しい事実関係に基づき、本臨時株主総会に総会検査役が出席していたことも踏まえた上で、なぜ代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧謄写を請求するのか、その「請求の理由」を明らかにした上で、再度請求するよう要請いたしましたので、あわせてお知らせいたします。また、リ・ジェネレーションに対しては、同社HPにおける、上記①の「本総会

では、いずれの決議事項についても拍手による採決方法がとられ、」との明らかに事実に反する記載を含む本請求書の掲示を直ちに中止し、明らかに事実に反する内容を拡散させたことにつき謝罪文を掲示するよう、ここに強く申し入れます。

本請求書に基づく請求については、当社としては、リ・ジェネレーションから改めて請求があり次第、今後の対応を検討し、必要に応じて、その内容を開示いたします。

当社がリ・ジェネレーションから受領した「代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧謄写請求書」及び当社がリ・ジェネレーションに対して送付した「代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧謄写請求に関する回答」については、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nagahori.co.jp/>) に掲載いたします。

以 上